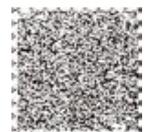


「ゴウハイ」ってなんなん？



なにわの新常識、



事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない共生社会の実現をより一層推進するため、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行します。これまで障がい者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化します。



合理的配慮って？

障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要とするとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

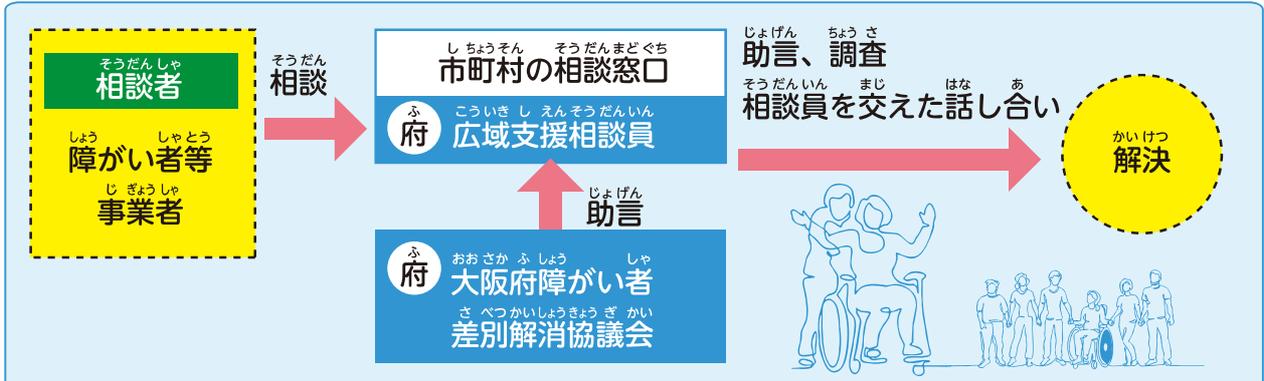
たとえば...

-  視覚障がいのある人から書類の読み上げを求められたので対応する。
-  車いす利用者が移動しやすいように店内の段差にスロープを渡す。
-  自筆が困難な人からの申出を受けて意思確認を行った上で代筆する。

※障がい特性により本人による意思の表明が困難な場合は、家族等コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う意思の表明についても本人の意思とみなします。

相談と解決の流れ

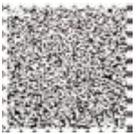
障がいを理由とした差別に関するお困りごとがあった際は、まずはお住まいの市町村にご相談ください。事業者と障がいのある人どちらからも受け付けます。大阪府の広域支援相談員への相談も可能です。それでも解決しなかった場合は、あっせんの制度もあります。



市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先はQRコードから



大阪府 市町村の相談窓口 連絡先



お問い合わせ先
大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
電話：06-6944-6271 FAX：06-6942-7215

STOP!

ながらスマホ



- 画面に注意が集中して視野が狭くなることで、周囲の状況や危険に気づくことが遅れてしまいます。
- 人混みで人にぶつかったり、車両等にはねられたりすることで、けがや損害賠償につながる恐れがあります。
- 警戒心が薄れてしまうことで、「ひったくり」や「不審者」に狙われやすくなります。

あなたは、スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転していませんか？
スマートフォンは、必ず安全な場所で止まってから操作をしましょう。



あ! あぶない

こんなながら使用を
していませんか？

自転車を運転しながら



自転車運転中、スマートフォン等を手で持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法（大阪府道路交通規則）により「5万円以下の罰金」となります。

横断歩道を渡りながら



スマートフォンの画面を凝視することにより、視界が極端に狭くなると言われており、歩きながらのスマートフォンは非常に危険です。

駅のホームを歩きながら



スマートフォンの画面を見ながらの歩行中にホームから転落し、走行中の電車にはねられて死亡する事故が発生しています。また、歩行中ながら行為は周囲にも同様の危険を及ぼします。

自動車を運転しながら



自動車運転中、スマートフォン等を手で持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法により「6か月以下の懲役、または10万円以下の罰金」となります。

空家をお持ちの方！必見！

「大阪版・空家バンク」 のご紹介

使用予定のない空家をお持ちで困っていませんか？

空家を放っておくと、ご自身の**経済的な負担**になるだけでなく、**近隣住民の生命や財産を脅かす**ことにもなりかねません。

そうなる前に、「空家バンク」で空家の売却や利活用を考えてみませんか？

空家を放置すると、こんな問題が…

空家所有者の声

空家の換気や郵便物の回収、
雑草刈りなどの維持管理費用に
年間12万円かかっている。

空家の固定資産税を
毎年約10万円納付している
ので、節約したい。

空家の老朽化が酷くなり、
売却価格が大きく下落
してしまった。

!

劣化した建物が第三者に危害を加えた場合、被害者から損害賠償請求されるおそれも…

⇒ 外壁材落下により11歳男児の死亡事故を想定した場合、**損害額は5,630万円***にのぼると試算されています。

※出典：(公財)日本住宅総合センター

ストップ！空家の放置 ～ 「大阪版・空家バンク」のご紹介 ～

「大阪版・空家バンク」は、**府内の空家と全国の利活用希望者**をサイト上でつなぐマッチングサービスです！

■『大阪版・空家バンク』の特徴

①府内市町村等の空家バンク情報が集約されていて、
物件を探しやすい！

②市町村ごとの公共施設や自然環境といった魅力
情報に加え、子育て支援や補助金などの
おトク情報が満載！

ホームページもご覧ください！

大阪版・空家バンク

検索



大阪版・空家バンク掲載の“2つのメリット”

1

年間アクセス数約15万件*なのに**掲載無料!** ※令和3年度実績

→無料で全国の空家を探す人にアプローチができ、掲載手続も簡単です。

マッチングした物件のうち、86%が掲載後1年以内に成立! 短期間での売却も期待できます！

2

一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会の全面協力による『**空家の利活用支援**』が受けられます！

👍 詳しいサービス内容は裏面へ

『大阪版・空家バンク』への掲載の流れ

- ①空家バンクへの物件掲載は、市町村等が実施します。空家のある市町村等が設置している空家バンクに、物件をご登録ください。（空家をお探しの方も、同様に市町村等の空家バンクへご登録ください）
- ②市町村等で物件掲載を行う際に、「大阪版・空家バンク」への登録意向を担当者へお伝えください。

 「大阪版・空家バンク」への物件掲載を希望される方は、『空家の利活用支援』を受けられます！
ご希望の方は、②と併せてお申し出ください。

▼まずは市町村にお問い合わせください。市町村により空家等の登録条件が異なります。

市町村等窓口の連絡先（令和4年8月現在 28市町村）							
豊中市	06-6858-2741	茨木市	072-655-2755	柏原市	072-940-6165	豊能町 (連携先)	072-733-3010
池田市	072-754-6283	八尾市	072-924-3783	羽曳野市	072-958-1111	能勢町	072-734-3036
吹田市	06-6384-1928	泉佐野市	072-447-8124	高石市	072-275-6479	熊取町	072-452-6401
泉大津市	0725-33-1131	富田林市	0721-25-1000	藤井寺市	072-939-1207	岬町	072-492-2736
高槻市	072-674-7462	寝屋川市	072-825-2266	泉南市	072-483-9972	太子町	0721-98-5523
貝塚市	072-433-7214	河内長野市	0721-53-1111	大阪狭山市	072-366-0011	河南町	0721-93-2500
守口市	06-6992-1712	和泉市	0725-99-8190	阪南市	072-471-5678	千早赤阪村 (連携先)	070-6928-6997

プロのノウハウで可能性を広げませんか？ 『空家の利活用支援』

無料

大阪版・空家バンクを運営する「大阪の住まい活性化フォーラム」と、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会が連携して、大阪版・空家バンクへ物件を掲載される方を対象に『空家の利活用支援』を実施しています。

 **大阪の 住まい活性化フォーラム**
(事務局:大阪府 居住企画課)



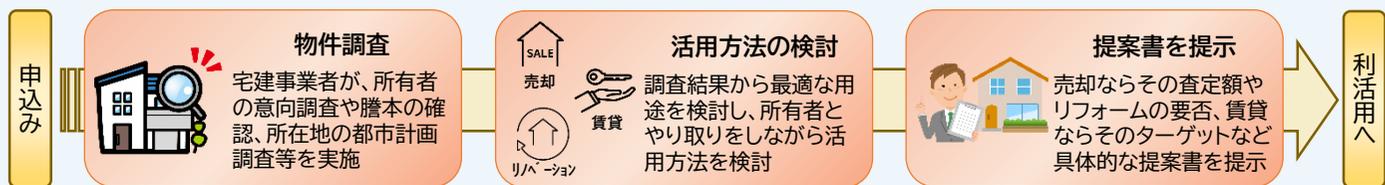
一般社団法人
大阪府宅地建物取引業協会



支援① 空家の利活用提案サービス

状態が悪い物件でも、まずはご相談ください！

◆不動産のプロである宅建事業者が、あなたの空家に合った最適な利活用の方法を提案します！



支援② 空家バンク掲載サポート

掲載手続きができるか不安・・・そんなお悩みを解消！

◆空家バンクへの登録申込書の作成を、宅建事業者がサポートします！

サポート内容 不動産用語の解説、申込書に記入する数値の調べ方のご説明など

空家について こんなことでお困りの時に！



借地権などの権利関係が複雑・・・

相続に伴う手続きや遺品整理ができていない・・・



【大阪の空き家コールセンター】までご相談ください！

(運営:一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会)

☎06-6210-9814 (平日10時～16時)

空家に関する様々なお悩みに、ワンストップで対応いたします
相談無料ですので、是非ご利用ください



大阪の 住まい活性化フォーラム

既存住宅の流通や、リフォーム・リノベーション市場の活性化を図り、府民の住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上につながる取組を進めるために、民間団体、事業者、公的団体により設立された団体です。

事務局：大阪府 居住企画課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階

TEL：06-6941-0351（内線6813）

R4.9

令和3年度国土交通省補助事業「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」

大阪の空き家 コールセンター

相談
無料

☎ 06-6210-9814

空き家のワンストップ電話相談窓口です。
大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00

相談の仕組み ご相談の内容をお聞きし、
空き家相談担当者から
折り返しご連絡させていただきます。

／ 例えば ／

☎
空き家の管理方法が
わからない。

☎
相続対策、
何から手をつけたら
いいのか・・・

☎
実家を賃貸・売却する
方法を知りたい。

☎
住み替えをしたい。
自宅を売ろうか貸そうか。

☎
DIY賃貸ができる
賃貸物件を
探している。



大阪府不動産コンサルティング協会の
空き家問題対策総合サイト

大阪 空き家
ホットライン

詳細はHPを
ご覧ください



<http://akiya.osaka.jp/>

運営：大阪府不動産コンサルティング協会 連携：大阪の住まい活性化フォーラム（事務局 大阪府居住企画課）



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-4-11 エンバイヤビル3階
TEL:06-6261-3340 FAX:050-3737-8899

詳しくはHPをご覧ください URL <http://oreca.jp>

予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ (Locarive) は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いで現金いらず！

ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.locarive.jp>



会員登録

仮会員登録



氏名や電話番号などの
会員情報を入力します

本利用登録



返信メールにある URL を開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



駐車場のご利用方法

駐車場検索



目的地や探している駐車場の地名
などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用



予約時間は 0:00 ~ 23:59 まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

盲ろう者通訳・介助者派遣事業



更新日：2020年10月15日

大阪府では、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣しています。

1 対象者

大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

2 派遣対象

次の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

（1） 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次のイロハを除く。

イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

ロ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳

ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

（2） 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

（3） 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

3 利用料

派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。

4 利用申込

原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要ですので、登録を希望する方は「5 お問合せ窓口」にお問い合わせください。

5 お問合せ窓口

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話：06-6748-0587 FAX：06-6748-0589 E-mail：haken@daisyokyo.or.jp

このページの作成所属

[福祉部](#) [障がい福祉室自立支援課](#) [社会参加支援グループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [障がい者の自立・社会参加支援](#) > 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

「苦情から見えてくるサービスの質の改善について」

（苦情が大きくなる原因）

サービス中に事故が発生した際、たとえ、事業所側に過失があると考えにくい場合でも、説明に一貫性がなかったり、説明が不足していたりすると、家族の不信感を増大させ苦情の規模が大きくなる可能性があります。

例えば、事故当時の状況が明確になっていない段階で、利用者家族に説明すると、話に矛盾が生じる場合があります、不信感につながります。

（例）通所介護

デイサービス中に転倒し、骨折した。

転倒の際、職員は誰も見ていなかった

詳細な説明を求めても、職員からは曖昧な回答しか得られず、不信感が募っている。



（苦情につながる要素）

真摯な対応をしてもらえない。

☞ 職員同士の情報の共有が出来ておらず、回答が定まっていない

事故当時の状況がわからない。（曖昧な説明しかない）

☞ サービス提供の記録がない



《防止するためには》

万一、事故が起こってしまった場合、大切なのは利用者家族への「初期対応」です。初期対応が不適切なため不信感を生じさせ、解決が困難になっている事例が多く見受けられます。曖昧な記憶で家族へ説明をしたり、職員によって対応が異なるとトラブルの元になります。事務所内で、共有する情報に食い違いが起きたり、忘れてたりということを防ぐためにも、「サービス提供の記録」を作成しておくことが大変重要になります。

また、苦情の発生を、未然に防止する取組みを講じたり、利用者や家族と常日頃からコミュニケーションをとり、関係性を築いていくこともサービスの質の向上につながる方法です。



(参考)

令和3年度国保連合会苦情相談・苦情申立件数

苦情相談	381件
苦情申立	1件
計	382件

苦情相談：電話や来会等で助言や情報提供等を行ったもの。

苦情申立：苦情申立書を受けたもの。

・「運営基準」厚生省令第37号「通所介護」参照

<サービスの提供の記録>

第19条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。